審査基準及び標準処理期間整理個表

番号　15

処　　分　　名	法定外公共物使用許可の権利義務の譲渡の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を行い譲渡を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市法定外公共物管理条例（平成14年条例第5号）	
条　　項	第5条第2項	
所　　管　　課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		4日～10日
標 準 処 理 期 間		計　　4日～10日

審 査 基 準

未設定

【根拠法令等】
松山市法定外公共物管理条例

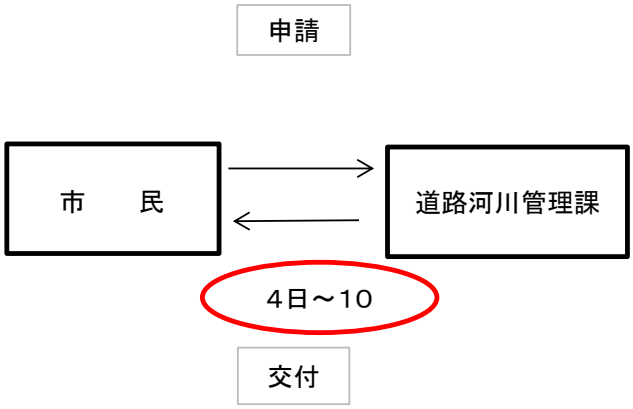
第5条第2項　行為の許可に基づく権利義務は，市長の許可を受けなければ，他人に譲渡することができない。

松山市法定外公共物管理条例施行規則
(許可の申請)
第4条　次の表の左欄に掲げる許可の申請は，同表の右欄に掲げる申請書を提出することにより行わなければならない。

≪許可の申請の区分≫	≪申請書≫
条例第4条第1項の許可の申請 (次条の継続使用の許可申請を除く。)	法定外公共物使用許可申請書(様式第1号)
条例第4条第2項の許可の申請	法定外公共物変更使用許可申請書(様式第2号)
条例第5条第2項の許可の申請	権利義務の譲渡許可申請書(様式第3号)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。